

# 資料

---



# 幼児児童生徒の安全確保の取組と連絡体制の整備

学校・園は、子供たちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されていなければなりません。

しかしながら、平成13年に起きた大阪の池田小学校の事件以来、子供たちが犠牲となる事件や被害に遭う事故が後を絶たず、大きな社会問題となっています。

こうした事件・事故を防止し、子供を犯罪から守るためには、学校・園の危機管理体制を今一度見直すとともに、通学路の日常的な点検、安全マップの作成と活用、防犯教育の充実、地域とのこれまで以上の連携等が必要となっています。

また、平成16年と17年に大型の台風が通過した際、各学校・園においては、教育委員会等の関係機関との連携の下、臨時休校等の措置をとりました。このような緊急時には、子供の安全を守るために適切な措置を講じると同時に、情報を速やかに保護者に伝えることが大切です。

教育委員会では、子供の安全確保や緊急時における情報発信・共有化の在り方が喫緊の課題となっていることから、下記のことについてまとめたリーフレットを配布することとしました。

各学校・園におかれましては、本リーフレットを活用し、安全確保の取組の一層の充実を図ってくださるようお願いいたします。

## 記

### 1 学校における安全確保の取組と危機管理体制の確立

- 緊急対応      ○ 保護者・地域との連携      ○ 関係機関との連携
- 不審者対応に関する指導の充実      ○ 台風通過等の緊急時の判断

### 2 保護者への連絡体制の整備

平成18年3月  
札幌市教育委員会指導室

# 1 学校における安全確保

## 不審者対応に関する指導の充実

指導においては、防犯教室の開催や安全マップの活用を図るなど、事故の未然防止に努めることが必要です。

こうした指導の際には、専門家を招いたり、地域住民と連携することが大切です。

### 防犯教室の開催

〈ねらい〉警察との連携等による開催

- 危険予測能力を高める
  - 危険回避能力を高める
- 実践的活動の導入**

### 安全マップの活用

〈ねらい〉子供たちと共につくるマップ

- 学年の発達段階に応じて危険個所を把握させる
  - ・犯罪が見えにくい場所
  - ・犯人が侵入しやすい場所
- 実感できるマップの作成**

## 保護者・地域との連携

日頃から子供・教職員が、地域の方々と顔の見えるつながりをつくっておくことが大切です。

**子供たちは、次の方々の顔を知っていますか？**

「子ども110番の家」の方  
スクールガードの方  
地域防犯団体の方 等

安全マップ  
の活用



防犯ベル等  
の活用

### 通学路の安全確保

下校時においては、子供が一人になりやすい箇所を把握し、その場所では地域の方や保護者の協力が得られるような体制を整備する必要があります。

## 安全確保と危機

子供たちの安全を確保するため図るとともに、地域や関係機関における対応や判断の在り方につかなければなりません。

不審者の対応に関する  
指導の充実

保護者・地域  
との連携

**緊急**

緊急対応においては情報の収集・危険度に応じ、近隣校との連携を図る  
**情報の収集・分析・判断を適切に行う**

【情報の収集・分析・判断】

### 対応の協議

- ・登下校の緊急対応決定
- ・連絡範囲の決定 等

**危険度に応じて、近隣校**

## 緊急対応の視点

【状況に応じた対応】

- 《校内待機》
- 《緊急一斉下校》
- 《方面別・集団による下校》
- 《文書による連絡》
- 《口頭による注意》

# の取組と連絡体制の整備

## 管理体制の確立

には、日頃から安全指導の充実をの連携が必要です。また、緊急時いても、様々な状況を想定してお



緊急時の判断

関係機関との連携

対応

分析・判断を適切に行うとともに、りながら対応することが大切です。

## とともに、情報の共有化を図る

### 【情報の共有化】

#### 臨時職員集会 等

- ・指導内容の明確化
- ・教職員の役割分担 等

### 【協力以来等】

#### 保護者・関係機関

- ・危険度に応じた協力依頼

## と連携を図りながら対応を決定する

### 【関係機関等への連絡】

- ☆いつ、どこで何があったか
- ☆現在の状況
- ☆犯人は…、被害の程度は…  
(人相、服装、逃走方向 等)
- ☆協力の依頼内容

## 台風通過等の緊急時の判断

台風通過等による被害が予想される場合には、関係機関等から情報を得るとともに、教育委員会の見解などを総合的に判断して対応を決定することが大切です。

その際、近隣校(中学校区)等との連携が必要です。

### 教育委員会

方針・見解

管理課 211-3831  
推進課 211-3851  
指導室 211-3861

### 対応の決定

#### 正確な情報収集

- ・インターネット
- ・テレビ、ラジオ等

状況把握

#### 近隣校等との連携

- ・中学校区(近隣校・園)
- ・児童会館 等

## 関係機関との連絡

子供の安全確保に向けて、各関係機関との連絡体制を整備するとともに、必要に応じて支援を要請することが大切です。

### まちづくりセンター

町内会等への窓口  
安全対策への支援

### 各区役所

地域安全担当窓口  
(18年4月より発足)

### 警察署 各警察署生活安全課

各学校の担当者と各警察署の生活安全担当者が日頃から連携を図っておくことが大切です。

○北海道警察不審者情報HP

<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>

○行政情報ネットワーク

## 2 保護者への連絡体制の整備

不審者出没等による保護者への緊急連絡については、その状況により適切な連絡方法を選択し、迅速かつ確実に連絡が図られるようにすることが大切です。

また、情報の発出に際して、被害者がいる場合には、そのプライバシーに十分配慮しなければなりません。

### 全家庭に 速く 正確に 情報を伝える

学校と保護者の間で、日常から連絡方法の共通理解を図る

#### 文書による連絡

- 緊急を要さず、注意を促す場合は、文書のみとする。
- 緊急時においては、電話等による連絡と併せ文書を配布する。

#### 電話等による連絡

- 学級連絡網等による連絡
  - 電話
  - 携帯電話
- ※子供の安全確保が困難な場合には、学校が、保護者に個別に直接連絡する。

連絡方法の徹底

#### その他の連絡

- FAX
  - ホームページへの掲載
  - 携帯メール
- ※使用については「札幌市携帯電話メールの運用に当たって」に準じる。

#### 留意点

- ①学級連絡網を使用する場合には、不在の家庭への連絡方法を確認するとともに、その連絡方法を学校でも把握する。この場合、個人情報の保護に十分留意する。
- ②学校と保護者間において、緊急時の連絡方法やルールについて、PTA総会・保護者会等を活用して、日頃から共通理解を図っておく。
- ③始業時間を遅らせる・下校時刻を早める場合には、文書や電話等で、保護者への事前連絡の徹底を図る。留守家庭児童生徒の安全確保には、十分留意する。
- ④集団による下校を実施したり、解除する場合には、近隣校との間で情報交換を行うとともに、保護者への説明に留意する。

# 児童生徒の安全確保に向けて

## I 児童生徒への指導

### 1 指導の必要性

学校は、児童生徒の健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要がある。

しかしながら、近年、全国において、登下校中の児童生徒が被害者となる事件の発生が大きな問題となっており、札幌市においても不審者による被害が報告されている。これらの事件の発生を防止し、児童生徒を犯罪の被害から守るためには、教職員の危機管理意識の一層の向上を図り、学校や地域の実情等に応じた学校の安全管理体制等の整備、施設設備の点検・整備、保護者や地域・警察等の関係機関と連携した児童生徒を守る取組を行うとともに、子供自らが身を守るための指導が必要である。

そこで、本リーフレットでは、特に、登下校時や校外生活における不審者からの被害の未然防止、及び被害を受けた時の適切な対処について例示することとした。各学校においては、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成15年2月・文部科学省）」、「学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月・文部科学省）」等と併用し、学校や地域の実態に応じて指導に活用していただきたい。

### 2 指導の機会

児童生徒の安全確保にかかわる指導は、関連教科、学級活動（ホームルーム）、健康安全・体育的行事をはじめとする各種行事において発達段階に応じ計画的に実施し、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成・向上させることが必要である。また、各学校の判断により、総合的な学習の時間において安全に関するテーマを取り上げることができる。

### 3 指導方法の工夫

- ケーススタディ（事例学習）による指導  
具体的な事例を記載したプリントや新聞記事、被害状況のデータなどを提示し「自分ならどうするか」という視点で考えさせる。
- ロールプレイング（役割演技法）による指導  
不審者による被害を想定したシナリオをグループで演じ、気付いたことを発表させ、教師が助言してまとめる。
- 教師による寸劇を取り入れた指導  
教師が不審者に関する寸劇を演じて見せ、適切な対処の仕方や不審者との遭遇を回避するポイントについて考えさせる。
- 関係機関の協力を得た指導  
必要に応じて、警察・防犯協会等の関係機関・団体の協力（講演、講習、ゲストティーチャー等）を得る。

### 4 指導上の配慮事項

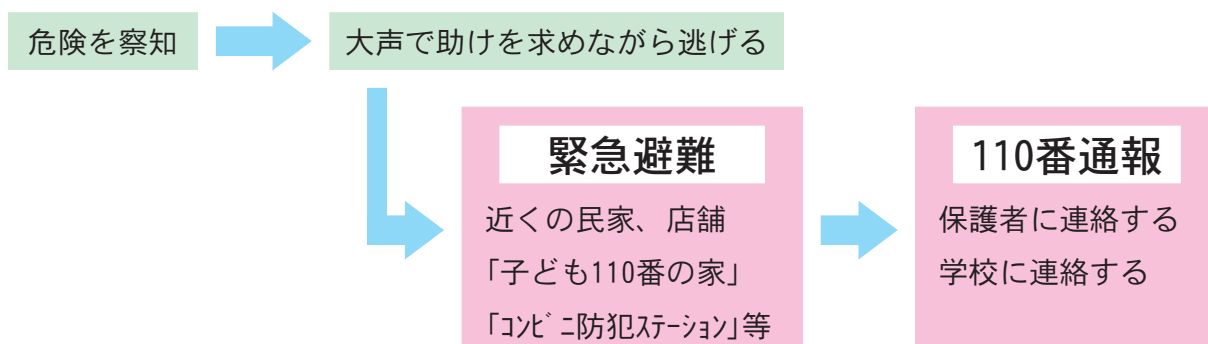
- 不審者から被害を受けることの恐ろしさを、児童生徒の発達段階に応じて指導することが必要である。
- 過度に恐怖心を抱かせる必要はないが、世の中には善意の人ばかりではなく、児童生徒に対して危害を加えようとする人が存在することを知らせる。

- 起こり得る具体的な事例を取り上げ、自分ならどうするかということを考えさせる。
- 児童生徒の安全確保にかかわる指導に当たっては、他人への猜疑心をいたずらに助長することのないよう、人権に関して十分に配慮する。
- 犯罪被害に遭った児童生徒や、家族等が被害に遭った児童生徒がいる場合には、学習内容等に十分配慮する。
- ロールプレイングや寸劇等においては、児童生徒が不審者役となることは避ける。

## 5 指導の実際

### (1) 危険を察知したときの対処の仕方

- 最大の防御は、出来るだけ早く危険に気付き、一刻も早く大声で助けを求めながら逃げることである、ということを指導する。



- 緊急避難の際は、「子ども110番の家」等に限らず、近くの民家や店舗等に助けを求めるように指導する。
- 自分で110番通報をしなければならない場合には、対応した警察官の質問に沿って、落ち着いて必要事項を伝えるように指導する。また、110番通報の後、保護者や学校にも連絡するように指導する。
- 自分が被害に遭わなくとも、被害に遭っている友達等を目撃した場合には、近所の家に急報するなどの適切な対応を取るよう指導する。
- 地域で実施されている子供の安全を守る取組について理解させる。

### (2) 不審者にかかわる具体的な事例と指導のポイント

以下のような具体的な事例をとおして、子供の発達段階に応じ、日常生活における危険を予想させ、被害に遭わない行動を取ることのできるように指導することが大切である。

#### 事例1 ～言葉巧みな誘いから身を守る～

「子猫が迷子になったので、一緒に捜してほしい」と頼まれた。「〇〇を買ってあげるから一緒にお店に行こう」「1,000円あげるからおじさんと一緒に行こう」などと誘われた。

- ・ 知らない人から頼まれたり誘われたりしても、絶対について行かない。
- ・ 知らない人に何かをもらったり、買ってもらったり、ご馳走してもらったりすることは良くないこととして理解させる。

#### 事例2 ～車に乗せようとする誘いから身を守る～

車に乗った人から、道を尋ねられ、「一緒に乗って道案内をしてほしい」と言われた。「あなたのお父さんが交通事故で入院したので、頼まれて迎えに来た」と車に乗るように言われた。

- ・ 車に乗ってしまったら逃げることは難しい。知らない人の車には絶対に乗らない。
- ・ 車に近寄らずに対応する。
- ・ 身体をつかまれそうになるなど、危険を感じたら車の進行方向と反対の方向に逃げる。



### 事例3 ～エレベーター等、密室の中の危険から身を守る～

自宅マンションのエレベーターに一人で乗ろうとしたとき、不審な人がついてきた。

- ・ 不審な人と2人きりになる可能性がある場合は、用心深く次のエレベーターを待つ。
- ・ 同乗した人が不審者と感じたら、エレベーターが動き出す前であればすぐ降りる。
- ・ エレベーターに乗るときには、ドアや行き先ボタンのそばに、相手に背中を向けないように乗るように心がける。
- ・ 動き出してしまったならば、全部の階のボタンを押して、最初に停止した階ですぐ降りる。
- ・ 降りた後、ついてこないか確認する。もし、ついてきたら大声を出し、近くの部屋のインターホンを押すなどして助けを求めながら逃げる。

### 事例4 ～性的犯罪から身を守る～

知らない人が言葉巧みに近付いてきて身体に触ろうとした。写真家を名乗ったり、タレントのスカウトなどと称する男から「写真のモデルになってほしい」と言われた。

- ・ 身体をさわられそうになったら、大声で助けを求め、逃げる。また、写真は撮らせない。
- ・ 知らない人が身体をさわるとは犯罪であり、大切な身体をさわられることは被害を受けることであると認識させる。

### 事例5 ～一人遊びや場所、時間帯による危険から身を守る～

公園で一人で遊んでいたら、知らない人から「気分が悪いのでトイレまで案内してほしい」と言われた。

- ・ トイレまで案内させ、トイレに連れ込んで痴漢行為をするという手口もあることを知らせる。
- ・ 一人でトイレまで案内せず、指差しするなどして教える。それでもしつこく言ってきたら、不審者と判断し、大声を出しながら逃げる。
- ・ 暗くなるまで遊んでいることは危険であり、決められた時刻までには家に帰る。また、遊ぶ場所や一緒に遊ぶ友達、帰宅時刻を家人に知らせてから出かける。

### 事例6 ～不審者による露出行為への対処～

コートを着た男の人が近付いてきて、コートの前をパッと開くと全裸であった。

- ・ 大声で助けを求めながら逃げ、近くの家に急報し、110番通報を依頼する。
- ・ 家に逃げ帰った場合などは、大きな声で「ただいま」と言い、家に入ったら、必ず鍵をかける。
- ・ 例えば、夏なのにコートを着ているなど、おかしいと感じたら近寄らず、人通りのある方向へ行く。
- ・ 学校や塾などで帰宅が遅くなったときなどは、なるべく複数で帰る。

### 事例7 ～家人不在を確認しての個人情報の収集、住居侵入への対処～

一人で家にいるときに電話や訪問などで、「あなたの友人に荷物を届けたいので、学級名簿か卒業アルバムを見せてほしい」「同級生の電話番号を教えてください」と言われた。

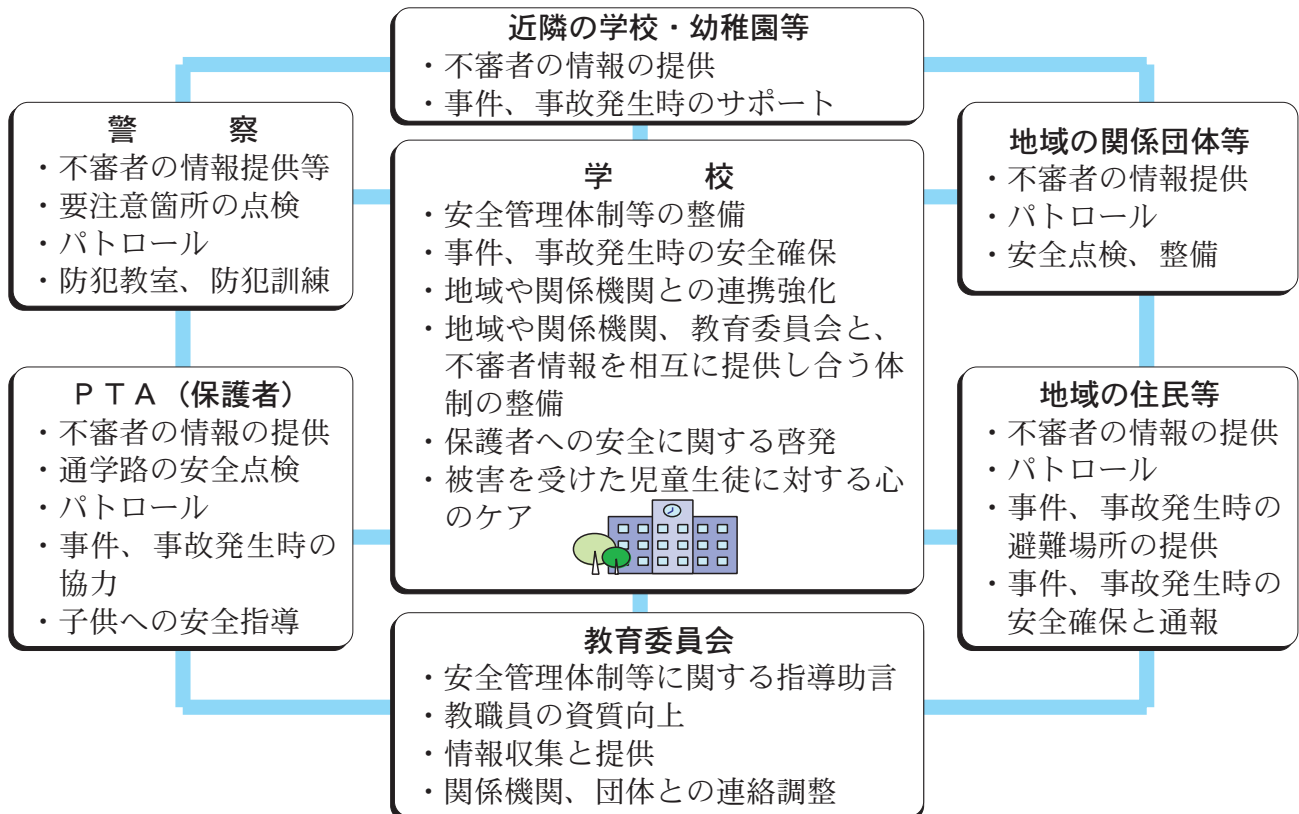
- ・ 一人で留守番をするときは戸締まりを確認し、知らない人が来たときには絶対に鍵を開けない。あやしいと感じたら、躊躇せずに110番通報をする。
- ・ 電話に対しては「今、お母さんは手が離せないのです、後で電話します。お名前と電話番号を教えてください」などと答え、内容によっては学校に知らせる。

## Ⅱ 児童生徒を守るための学校体制づくり

不審者から児童生徒を守るためには、学校を中心に、家庭、地域、関係機関が一体となり、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに協力し合うことにより、大きな成果を上げることができる。

その際には、学校と地域、関係機関を結ぶ既存の組織等を活用・活性化するなど、可能なところから取組を始め、学校やPTA、地域が、お互いに過重負担とならず、長続きする活動を目指すことが大切である。

### 1 学校体制づくりの具体例



### 2 地域との連携・協力の具体例

|           |  |
|-----------|--|
| 構成        | <p>PTA・学校・町内会<br/>関係機関（警察、町づくりセンター、区役所地域振興課）<br/>地域ボランティア（連合町内会防犯部、青少年育成委員、民生委員、主任児童委員、交通指導員、交通安全母の会、子供110番の家）</p>   |
| 具体的な活動（例） | <p>PTAや学校が中心になりながら、地域にボランティア協力を呼びかけ、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは、黄色い腕章を着用し、児童の登下校時間帯等に、各自の用事を兼ねながら子供たちを見守る。</li> <li>・年に数回、ボランティアが児童と共に下校する一斉活動日を設定する。（事前説明会を実施）</li> <li>・学校と地域の交流会を開催し、相互理解を深める。</li> <li>・啓発活動、腕章をつけてのパトロール、地域情報の交流、安全講習などを実施する。</li> <li>・「パトロールカード」「自転車表示カード」を近隣の小学校で共通化する。</li> </ul> |

平成17年（2005年）1月、札幌市教育委員会指導室 作成

# 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業委嘱実施要綱

平成17年4月1日  
スポーツ・青少年局長決定

## 1 趣 旨

学校の管理下における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要がある。

このため、各都道府県・政令指定都市において、地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校が確立されるよう各種取組を行う。

## 2 委嘱内容

### (1) スクールガード養成講習会の開催

学校で巡回・警備等に従事する学校安全ボランティア（以下、「スクールガード」という。）を養成するための講習会を開催する。

### (2) スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施

防犯の専門家や警察官OB等を地域学校安全指導員（以下、「スクールガード・リーダー」という。）として委嘱することにより、学校の巡回指導と評価やスクールガードに対する指導を実施し、スクールガードによる効果的・継続的な安全体制を確保する。

### (3) 実践的な取組の実施

都道府県又は政令指定都市の区域から一定の地域を「モデル地域」として指定し、地域ぐるみで学校安全に関する実践的な取組を実施する。

## 3 委嘱先

本事業は、都道府県・政令指定都市教育委員会に委嘱して実施するものとする。

## 4 実施方法

### (1) スクールガード養成講習会の開催

都道府県・政令指定都市教育委員会は、都道府県又は政令指定都市のスクールガードができる限り講習会に参加することができるよう、開催場所、開催回数等に配慮する。

### (2) スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施

① 都道府県・政令指定都市教育委員会は、防犯の専門家や警察官OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱する。なお、委嘱する人数については、学校や地域の実情を踏まえて、弾力的に定めることができる。

② スクールガード・リーダーは、1人が複数の小学校について学校の巡回指導と評価やスクールガードに対する指導を実施する。なお、各スクールガード・リーダーが担当する学校数については、学校や地域の実情を踏まえて、弾力的に定めること

ができることとし、幼稚園、中学校、盲・聾・養護学校も対象とすることができる。

スクールガード・リーダーを委嘱するに当たっては、市町村教育委員会等関係機関と十分に調整を行うこととする。

都道府県・政令指定都市教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて「スクールガード・リーダー連絡協議会」を設置する。

### (3) モデル地域の指定

都道府県・政令指定都市教育委員会は、次の点に留意して、「モデル地域」を指定する。

- ① モデル地域は、防犯に関する実践的な取組を実施する地域とし、1地域を指定する。ただし、必要に応じて複数のモデル地域を指定することができる。
- ② モデル地域は、原則として小学校が複数校参加する地域とする。なお、学校や地域の実情を踏まえて、幼稚園、中学校、盲・聾・養護学校も対象とすることができる。
- ③ モデル地域を指定するに当たっては、市町村教育委員会等関係機関と十分に調整を行うこととする。
- ④ なお、防災に関する実践的な取組を実施しようとする場合に留意すべき事項については別に定めるところによる。

### (4) 実践的な取組の実施

- ① モデル地域においては、事業の円滑な実施を図るため「推進委員会」を設置する。
- ② 推進委員会は、都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市町村教育委員会、実践的な取組に参加する学校、関係機関(警察署、消防署等)、PTA、自治会、地区防犯協会、防犯ボランティア団体、青少年団体の関係者、学識経験者等で構成する。
- ③ 事業の実施に当たっては、スクールガード・リーダーやスクールガードを活用する。

### (5) 事業計画書等の提出

- ① 都道府県・政令指定都市教育委員会は、事業計画書を文部科学省スポーツ・青少年局長に提出する。
- ② 文部科学省は、上記により提出された事業計画書の内容を審査し適切であると認めた場合、当該都道府県・政令指定都市教育委員会に対し本事業を委嘱する。

### (6) 事業完了報告書等の提出

委嘱を受けた都道府県・政令指定都市教育委員会は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに別紙による事業完了報告書、事業完了決算書及びスクールガード・リーダー活動報告書(部分精算払を受ける場合においては、事業中間報告書、事業中間決算書及びスクールガード・リーダー活動報告書)等を文部科学省スポーツ・青少年局長に提出する。

### (7) その他の留意事項

- ① 上記(1)、(2)、(4)の事業については、原則として全て実施することとする。
- ② 上記(2)、(4)の事業は、国立学校及び私立学校も対象とすることができる。  
この場合、都道府県・政令指定都市教育委員会は、事業の円滑な実施が図られるよう、関係機関と連携することとする。
- ③ 都道府県・政令指定都市教育委員会は、本事業の取組を域内に普及するため、成

果等については、報告書等の配布、講演会や研究発表会の開催等により公表するよう努めることとする。

本事業を実施するに当たっては、特に警察との連携を密接にするよう努めることとする。なお、文部科学省と警察庁とが連携し、学校内外の安全体制の確保のために行う「地域・学校安全安心プロジェクト」の実施に必要な事項については別に定めるところによる。

## 5 委嘱期間

本事業の実施期間は、委嘱を受けた日から1年間とする。ただし、年度は越えないこととする。

## 6 委嘱経費

- (1) 文部科学省は、本事業を委嘱した都道府県・政令指定都市教育委員会の代表者又は会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で実施に要する経費を交付する。
- (2) 文部科学省は、委嘱を受けた都道府県・政令指定都市教育委員会が実施要綱等に違反したとき、実施に当り不正又は不当な行為をしたとき、又は、委嘱事業の遂行が困難であると認めるときは委嘱の解除や経費の全部、又は一部について返納を求めることができる。

## 7 全国連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の適切な実施を図るため、「全国連絡協議会」を毎年度1回開催する。

## 8 実態調査

文部科学省は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

## 9 その他

- (1) 本事業の実施に伴い都道府県・政令指定都市教育委員会（従業員を含む。）が創作行為を行ったことにより、都道府県・政令指定都市教育委員会が有することとなった著作権（作者の権利（人格権及び財産権）並びに著作隣接権（人格権及び財産権）。以下同じ。）のうち財産権については、文部科学省に帰属する（都道府県・政令指定都市教育委員会が文部科学省に譲渡する）ものとする。また、人格権については、行使しないものとする。

なお、本事業の実施に伴い都道府県・政令指定都市教育委員会以外の者が著作権を有し得る場合においては、文部科学省と都道府県・政令指定都市教育委員会が別途協議して定めるものとする。

- (2) この要綱に定めるもののほか本事業の実施に必要な事項については別に定めるところによる。

平成17年(2005年)3月15日

札幌市立学校・園長 様

札幌市教育委員会指導室  
指導担当部長 北原敬文

## 北海道警察による「行政情報ネットワーク」について

日頃より、校内外における幼児児童生徒の安全確保につきましては、取組の強化と指導の徹底に御配慮いただいているところであります。

このたび北海道警察本部より、電子メールを活用した情報の発信サービス「行政情報ネットワーク」を開始するとの連絡を受けました。これは、警察署が地域の安全に関わる情報を電子メールによって学校・園や一般市民に提供し、注意を喚起するとともに安全意識の高揚を図ることを目的として行われるものです。発信する具体的な情報としては、「声かけ情報」、「わいせつ被害情報」、「不審者等の出没情報」等が考えられます。北海道警察本部は、3月中旬に体制を整えて運用開始を予定しております。

教育委員会としましては、この「行政情報ネットワーク」へ全ての市立学校・園のアドレスを登録し、電子メールによる情報の配信を受けることといたしました。

つきましては、それぞれの学校・園の電子メールアドレスを所轄署のネットワークに登録しますのでお知らせします。

各学校・園は、下記の事項に御留意いただき、特段の御配慮をお願いします。

なお、このことに関する問合せは、指導室生徒指導班まで連絡ください。

### 記

- 1 「行政情報ネットワーク」は、これまでFAX等で提供されていた情報が電子メールによる提供へと切り替わるものです。
- 2 各学校・園のメールアドレスは教育委員会が一括して北海道警察本部へ連絡します。その後、北海道警察本部から所轄の警察署へ通知されます。
- 3 被害に関わる情報の際は、被害者及びその保護者の了解を得てから配信されます。
- 4 学校・園は、配信される情報の取扱について、個人のプライバシーの保護の観点から十分に配慮をお願いします。
- 5 学校・園は情報をもとに、総合的に判断し、幼児児童生徒の安全を第一に考え、実情に応じて適切な対応をお願いします。
- 6 学校・園への配信と同時に将来的には登録した一般市民（保護者を含む）にも配信されますので、配信された情報の内容によっては、迅速な対応をお願いします。
- 7 情報発信の折には、当面警察から校長会、支部長、区会長に電話連絡があることになっておりますが、日頃からメールの受信については、常にチェックするよう御配慮ください。

(担当：生徒指導班 211-3861)

ITを利用した不審者情報の提供

# 一携帯電話メールの 運用に当たって一



グレースメール  
GraceMailを利用した運用

札幌市教育委員会

平成18年3月

## I はじめに

近年、登下校における子供の連れ去りや学校への不審者侵入など、社会に衝撃を与える凶悪事件・事故が起きており、子供の安全に関わる保護者や地域の意識が高まりつつあります。

そのため、学校・園には、保護者等からの不審者や安全にかかわる情報提供のニーズに対して、実情に応じて手段を選択し、これまで以上に迅速な情報提供を行っていくことが求められております。

## II 学校からの不審者や安全にかかわる情報の提供

これまで、学校・園が不審者や安全にかかわる情報を保護者に連絡する方法としては、

- ・電話、FAX
- ・文書（臨時のプリント、学校便り等）
- ・学校ホームページに「緊急連絡」を掲載
- ・携帯電話等へのメール配信 等

が利用されてきました。

ここでは、各学校が「携帯電話等へのメール配信」を利用する場合の、その方法と留意しなければならないことについて示しております。

導入については、保護者の意向、地域の実情等、学校の実態を踏まえて考えることが必要です。

## III 携帯電話を使った情報提供

情報配信にかかわる電子メールソフトは、注1Webメール（本市では「グレースメール GraceMail」）を利用することとし、新たに「緊急連絡用アドレス」を準備しました。

（グレースメールGraceMailの利用に当たり、学校・園での費用負担はありません。）

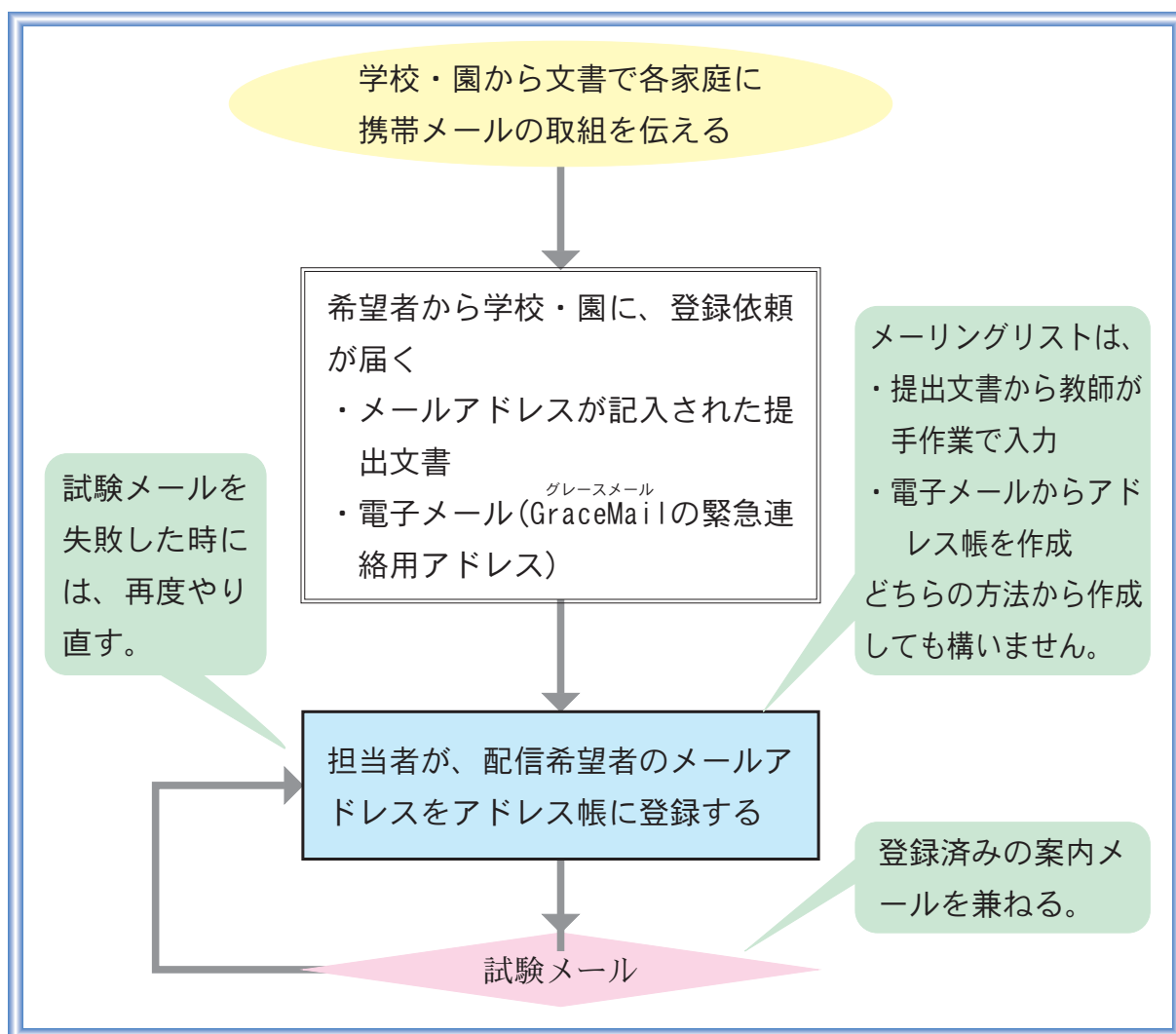
携帯電話へのメールによる情報配信については、「迅速」「確実」に伝わる反面、「内容の確認・精査」や「アドレスデータの管理」などいくつか留意しなければならない点があります。

導入する際には、以下の事項を参考にし、各学校・園の実態に合わせて運用してください。



# 1 運用に当たっての事前準備

## 【登録の流れ】



## 【留意点】

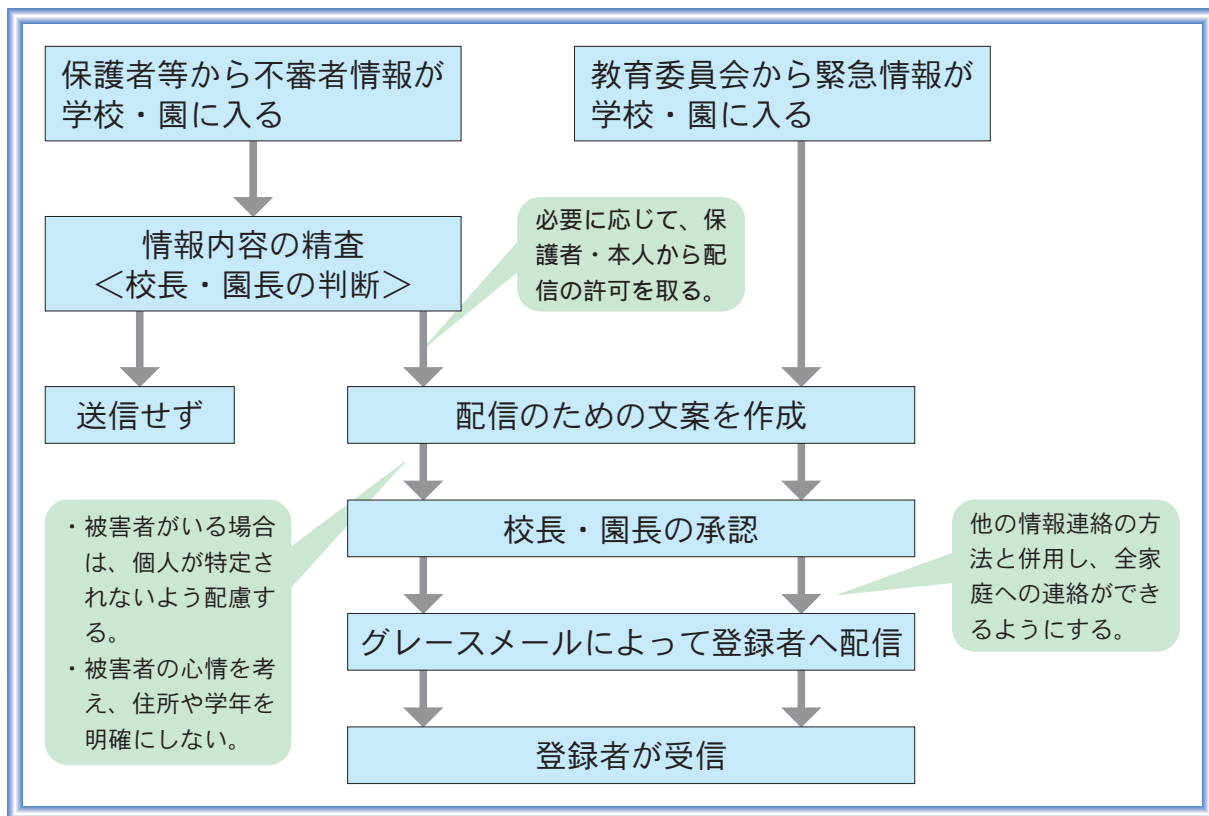
### (1) 配信対象者の特定・掌握

- ① 保護者
- ② 保護者に準じる人（祖父母、叔父叔母等）
- ③ 校長及び園長の判断で配信する人（商店、町内会関係者等）

### (2) アドレス登録希望者の手続き

- ① 学校・園は、保護者に文書で登録希望者のメールアドレス及び、幼児児童生徒名、学年・学級名を提出させる。
- ② ①と同様の内容を電子メールによって、GraceMailの緊急連絡用アドレスに送信させる。

## 2 不審者情報等を配信する手順（例）



### 【留意点】

- (1) 配信する情報内容の精査・確認（校長及び園長が必ず確認）する。
  - (2) 配信する際には、他の受信者にアドレス情報等が知られないよう、**必ず登録者のアドレスをBcc欄に入力し**利用する。（※ 詳細は、P6,8を参照すること。）
- 被害者本人もしくはその保護者より情報提供があった場合
- ・情報を的確に把握し、事実確認する（日付・時刻・状況・犯人の特徴・警察等への通報）。
  - ・プライバシー保護の観点から、内容及び配信の承諾を得る。
- 目撃者より情報提供があった場合
- ・情報を的確に把握し、事情聴取を行い事実確認する。
  - ・被害者（保護者）が明らかな場合、内容及び配信の承諾を得る。

#### 発信内容記述における記載事項の配慮例

- ・配信内容の作成時には、場所特定ができないように条丁目止まりとする。
- ・被害者が小学生の場合は、1～3年生は低学年、4～6年生は高学年として、小学校低学年（高学年）男子（女子）児童と記述する。
- ・被害者が中・高校生の場合は、学年を書かず男子または女子と記述する。
- ・犯人の特徴を入れること。不詳の場合は「犯人の特徴：不詳」と記述する。
- ・最後に、必要に応じて、情報元は誰、配信者は誰なのかを明記する。（例「情報元：○○小 保護者 配信：○○小」）

札幌教指第457号  
平成18年（2006年）5月23日

市立学校長様  
市立幼稚園長様

札幌市教育委員会指導室  
指導担当部長 西村 正

## 学校における緊急連絡網等に関する取扱いについて（通知）

各学校・園における個人情報の保護・管理等については、これまで、「札幌市個人情報保護条例」に基づき、取組を進めていただいているところであります。

さて、このたび、文部科学省から「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説の改訂についての通知がありました。今回の改訂は、緊急連絡網等の連絡名簿の取扱いなど、学校における生徒等に関する個人情報の取扱いについて特に解説を要すると思われる事項が追加、修正されたものです。

つきましては、本解説の改訂を踏まえ、本市における緊急連絡網等の名簿や卒業アルバムの作成・配付、学校行事で撮影された写真等の展示・提供について下記のとおりまとめましたので、各学校・園における個人情報の適正な取扱いについて留意するようお願いいたします。

### 記

#### 1. 緊急連絡網等の名簿や卒業アルバムの作成・配付について

学校が、これまで学校運営上必要としてきた緊急連絡網等の名簿や卒業アルバムなどについては、本人（中学生以下は本人及び保護者。以下、同様。）から同意を得る手続きを取ることにより、従来どおり作成・配付することができます。

なお、本人の同意が得られない場合は、同意する者の範囲で作成、配付するなど適切に対処する必要があります。

#### 《本人から同意を得るときの手続きの例（緊急連絡網等の場合）》

- ・入学時の案内等で、学校が取得した児童生徒の個人情報を緊急連絡網として保護者等に提供することを本人に明示し、同意の上で、所定の用紙に必要な個人情報を記入・提出してもらう。
- ・新学期の開始時に、保護者会での配付資料や連絡プリント等で、学校が保有している児童生徒等の個人情報を緊急連絡網として保護者等に提供することを本人に明示し、同意の書面を提出してもらう。

## 《緊急連絡網等、卒業生名簿や卒業アルバム等を配付するときの配慮事項》

個人情報保護法や卒業生等の特定多数の者に配付する場合については、各学校は、これらの者において利用目的に沿った利用と適切な保護、管理が行われるよう配慮が求められます。名簿等の印刷は必要部数に限ることや、配付する際に次のような留意事項を明示し、個人情報の保護を求めることなどが考えられます。

### 〔明示する留意事項の参考例〕

- a) 名簿等に記載された児童生徒や保護者等の個人情報は札幌市個人情報保護条例によって保護される対象であり、慎重に取り扱われるべきものであること
- b) 名簿等に含まれる個人情報をむやみに第三者へ公表・開示したり、不当な目的に利用させたりしないこと
- c) 名簿等の利用目的が終了したときには、学校に返却、あるいは各自で適切、確実に破棄すること
- d) 名簿等の複写及び複製を禁ずること

## 2. 学校行事で撮影した写真等の展示・提供等について

学校が、学校行事で撮影した写真等を校内において展示し、保護者や児童生徒に提供することについては、個人情報取扱事務の目的の範囲内と考えられ、札幌市個人情報保護条例第8条の個人情報の利用と提供の制限には、該当しないと考えられます。そのため、事前に本人に写真の撮影、展示・提供することを伝えておくことにより、従来どおり学校がそれを校内で展示したり、児童生徒や保護者に提供したりすることが可能です。

### 〔写真等を撮影、展示・提供する場合の留意事項〕

- a) 従来から行っているとおおり、連絡プリント等や口頭で写真撮影、展示・提供について本人に知らせておく。
- b) 本人の申し出があった場合には、申し出た児童生徒の写真撮影、展示・提供は行わない。

なお、学年・学級だよりや学校ホームページにおいて、児童生徒の写真等を掲載する場合は、従来どおり本人の同意を得るようにしてください。（詳しくは、平成14年3月6日付け札教指第1456号通知「ネットワーク利用における個人情報の取扱い運用基準」を参考にしてください。）

(参考) 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説（改訂版）（文部科学省 HP）

URL [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/11/04111602.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm)

（担当 幼稚園・小中学校班 TEL 211-3861）

## 参 考 文 献 一 覧

- ◇学校における防犯教室事例集 文部科学省
- ◇学校の安全管理に関する取組事例集 文部科学省
- ◇学校における防犯教室等実践事例集 北海道教育委員会
- ◇学校安全推進資料 実践編 北海道教育委員会
- ◇北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づく防犯指針  
北海道教育委員会
- ◇パトロールボランティア活動マニュアル 北海道教育委員会
- ◇親子で読む防犯のしおり あんぜんブック2006 学研教育総合研究所編
- ◇子どもの安全と危機管理 第一法規 2005
- ◇やってみよう！子どもの安全安心まちづくり 北海道立北方建築総合研究所
- ◇地域安全マップ作成マニュアル 東京法令出版
- ◇紙芝居 しらないおじさん 童心社

## 「児童生徒の安全に関する事例集」作成委員一覧

|         |         |                 |
|---------|---------|-----------------|
| 委員 長    | 田 中 信 一 | 札幌市立石山小学校校長     |
| 副 委 員 長 | 小 原 善 孝 | 札幌市立屯田中央中学校教頭   |
| 作 成 委 員 | 西 田 真裕美 | 札幌市立あつべつきた幼稚園教諭 |
|         | 佐 藤 真由美 | 札幌市立東橋幼稚園教諭     |
|         | 駒 形 武 志 | 札幌市立発寒西小学校教諭    |
|         | 浪 岡 昭 彦 | 札幌市立東園小学校教諭     |
|         | 志 村 智   | 札幌市立山の手小学校教諭    |
|         | 津 田 安 彦 | 札幌市立西岡小学校教諭     |
|         | 高 橋 智   | 札幌市立宮の森小学校教諭    |
|         | 斉 藤 拓 也 | 札幌市立幌西小学校教諭     |
|         | 北 原 徹 也 | 札幌市立緑丘小学校教諭     |
|         | 中 嶋 健 作 | 札幌市立伏見中学校教諭     |
|         | 田 中 正 治 | 札幌市立宮の森中学校教諭    |
|         | 佐 田 利 典 | 札幌市立北辰中学校教諭     |
|         | 安 達 慎 二 | 札幌新川高等学校教諭      |
|         | 河 崎 淳   | 札幌旭丘高等学校教諭      |
|         |         | 和 田 悦 明         |
|         | 角 野 誠   | 札幌市教育委員会指導主事    |
|         | 大 牧 真 一 | 札幌市教育委員会指導主事    |
|         | 星 野 正 彦 | 札幌市教育委員会指導主事    |
|         | 須 藤 勝 也 | 札幌市教育委員会指導主事    |

## 「児童生徒の安全に関する事例集」

平成18年（2006年）12月発行

編 集 札幌市教育委員会指導室  
発 行 札幌市教育委員会  
札幌市中央区北2条西2丁目  
印 刷 留萌印刷株式会社





**R100**

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

